（前のページより続き）

特殊法人等
平成二十六事業年度財務諸表（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構・独立行政法人航空大学校・独立行政法人空港周辺整備機構）、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第二号イに定める道路の指定・第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法、独立行政法人都市再生機構、料金の額及び徴収期間の変更（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社）、首都高速道路株式会社工事一部完了、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、長生村公告及び日本下水道事業団公告、日本下水道事業団公告、企業年金基金設立、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一〇八
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一〇八
会社その他
会社決算公告　一〇九

本号で公布された法令のあらまし

◇投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定（条約第七号）（外務省）

この協定は、投資財産設立後の投資活動の保護等について包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであって、その概要は、次のとおりである。

1　この協定における用語の定義について定める。（第一条関係）

2　一方の締約国は、自国の関係法令に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可すること等について定める。（第二条関係）

3　この協定のいかなる規定も、投資財産及び投資活動についてこの協定が与える待遇よりも有利な待遇を与える締約国の法令、国際協定に基づく義務等に影響を及ぼさない旨定める。（第三条関係）

4　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える旨定める。（第四条関係）

5　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与えること等について定める。（第五条関係）

6　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇を与えるとともに、当該投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する旨定める。（第六条関係）

7　一方の締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨定める。（第七条関係）

8　いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動の条件として、現地調達、技術移転等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならない旨定める。（第八条関係）

9　各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表すること等について定める。（第九条関係）

10　各締約国は、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制の設定等をする前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める旨定める。（第一〇条関係）

11　各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為の防止等のために措置をとる旨定める。（第一一条関係）

12　一方の締約国は、他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う旨定める。（第一二条関係）

13　いずれの締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること、迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うこと及び正当な法の手続等に従うことという条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならないこと等について定める。（第一三条関係）

14　一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇を与えること等について定める。（第一四条関係）

15　自国の投資家の損害の塡補等を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位について定める。（第一五条関係）

16　一方の締約国は、一定の場合を除くほか、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する資金の移転が、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保すること等について定める。（第一六条関係）

17　両締約国間の紛争の解決について定める。（第一七条関係）

18　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争の解決について定める。（第一八条関係）

19　各締約国は、自国の安全保障上の重大な利益の保護等のために必要な措置をとることができること等について定める。（第一九条関係）

20　いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合等には、第一六条の規定に基づく義務等に適合しない措置を採用し、又は維持することができる旨定める。（第二〇条関係）

21　締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることができる旨定める。（第二一条関係）

22　この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならないこと等について定める。（第二二条関係）

23　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先すること等について定める。（第二三条関係）

24　合同委員会の設置について定める。（第二四条関係）

25　両締約国は、一方の締約国が健康、安全若しくは環境に関する措置の緩和又は労働基準の引下げを通じて他方の締約国の投資家及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める旨定める。（第二五条関係）

26　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配され、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる旨定める。（第二六条関係）

27　両締約国は、投資を更に促進し、及び漸進的に自由化することを目的として、一方の締約国の要請があった場合には、この協定の見直しを行う旨規定している。（第二七条関係）

28　この協定の発効要件、有効期間等について定める。（第二八条関係）